

# 新居浜市から転出される方へ（チェックシート）

転入の手続きは、新住所へ住み始めた日から14日以内に次のものを持参して届出をしてください。（詳しくは、新住所地へお問合せください。）

- (1) 転出証明書(住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード保持者で、転出証明書が出ない手続きをされた方は除きます) (2) 本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)(海外転入の方はパスポート) (3) 住民基本台帳カード(お持ちの方)  
 (4) マイナンバーカード(お持ちの方) (5) 印鑑 ※ 代理人が届出する場合は、委任状が必要な場合があります。

転出を中止する場合は、速やかに『転出証明書』を持って、新居浜市市民課(各支所)で転出取消しの手続きを行ってください。

転出される方の主な手続きには次のようなものがありますので、該当するものがありましたら、関係課所での手続きをお願いします。印鑑は浸透式印不可です。

令和5年4月1日現在

チェック	項目	対象者	新居浜市での手続き	新住所地での手続き	受付窓口
<input type="checkbox"/>	印鑑登録	登録されている方	印鑑登録は転出日をもって自動的に廃止されます。印鑑登録証は返却してください。	必要な方は、あらためて手続きをしてください。	市民課⑤番窓口(市役所1階) 65-1232 または 上部支所 43-6101 川東支所 46-1180 別子山支所 64-2011
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード	お持ちの方	マイナンバーカードによる転出の手続きとなります。詳細は、市民課⑤番窓口にお問合せください。 (注意1) 転出予定日から30日を経過した後に入居を行う場合は、転出証明書を取得する必要があります。 (注意2) 国外転出の場合は、マイナンバーカード返納届が必要です。	新住所地においてマイナンバーカードを持参して転入手続き及びカード継続利用手続きを行ってください。(暗証番号の入力が必要です。) 転入予定日から30日経過、または転入日から14日経過しますと、カードが失効します。カード継続利用手続きは、転入届をした日から90日以内に行ってください。	市民課⑦番窓口(市役所1階) 65-1232
<input type="checkbox"/>	電子証明書		(署名用電子証明書) 異動により自動的に失効します。特に手続きはありません。(利用者証明用電子証明書) 特に手続きはありません。	新住所地において転入手続き後、署名用電子証明書の新規発行手続きを行ってください。(暗証番号の入力が必要です。)	
<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カード	お持ちの方	住民基本台帳カードによる転出の手続きとなります。詳細は、市民課⑤番窓口にお問合せください。	新住所地において住民基本台帳カードを持参して転入手続き及びカード継続利用手続きを行ってください。(暗証番号の入力が必要です。) 転入予定日から30日経過、または転入日から14日経過しますと、カードが失効します。カード継続利用手続きは、転入届をした日から90日以内に行ってください。	
<input type="checkbox"/>	国民年金	加入されている方	特に手続きはありません。	転入先の市区町村でご確認ください。	市民課⑥番窓口(市役所1階) 65-1232
<input type="checkbox"/>	公的年金	受給されている方			
<input type="checkbox"/>	国民健康保険	加入されている方	資格喪失(変更)届出をしてください。 <input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類(顔写真付き以外のものは2点確認) <input type="checkbox"/> 世帯主及び転出される国保加入者全員の個人番号がわかるもの <input type="checkbox"/> 転出される国保加入者全員の被保険者証(または被保険者証兼高齢受給者証) ※ 市外の施設等に入所される方や学生で転出される方は資格変更手続きが必要な場合がありますので、国保課⑧番窓口までご相談ください。 ※ 同一世帯以外の方が手続きされる場合は、世帯主からの委任状(国保課⑧番窓口にあります。)が必要です。	新たな加入手続きについては、転入先の市区町村でご確認ください。	国保課⑧番窓口(市役所1階) 65-1230
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度	加入されている方	資格喪失(変更)届出をしてください。 <input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類(顔写真付き以外のものは2点確認) <input type="checkbox"/> 本人のマイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証、特定疾病受療証(お持ちの方のみ) <input type="checkbox"/> 本人の口座番号がわかるもの(通帳、キャッシュカード等) ※ 代理人申請の場合、委任状(国保課⑫番窓口にあります。)が必要です。 ※ 県外へ転出される方は、併せて『負担区分等証明書』交付の申請が必要です。 ※ 県外の住所地特例対象施設へ転出される方は資格変更の手続きになります。	転入先の市区町村で手続きを行ってください。 必要なものについては、転入先の市区町村でご確認ください。 ※ 県外の住所地特例対象施設へ転出される方は、転入先での手続きは不要です。	国保課⑫番窓口(市役所1階) 65-1170
<input type="checkbox"/>	介護保険	被保険者の方 (65歳以上の方・第1号被保険者) (第2号被保険者で被保険者証がある方)	資格喪失手続きを行ってください。 ※ 要介護認定を受けている方には、受給資格証明書をお渡します。 <input type="checkbox"/> 来庁する方の本人確認書類(顔写真付き以外のものは2点確認) <input type="checkbox"/> 本人のマイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 ※ 保険料の還付、高額介護サービス費等の支給がある場合は下記が必要です。 (還付金等を受け取られる方が本人でない場合は、委任状(介護福祉課にあります。介護福祉課HPからもダウンロードできます。)が必要です。) <input type="checkbox"/> 本人の認印、口座番号がわかるもの(通帳、キャッシュカード等)	新たな加入手続きについては、転入先の市区町村でご確認ください。 認定引継ぎの申請は、新住所に住み始めた日から14日以内に行う必要があります。	介護福祉課 ⑬(市役所1階南側) 65-1241
<input type="checkbox"/>	障害者手帳	障害者手帳をお持ちの方	特に手続きはありません。	転入先の市区町村へ障害者手帳を持参して、住所変更の手続きをしてください。	地域福祉課 ⑭(市役所1階) 65-1237
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス等	障害福祉サービスをご利用の方	手続きが必要な場合がありますので、地域福祉課へお立ち寄りください。		

チェック	項目	対象者	新居浜市での手続き	新住所地での手続き	受付窓口
<input type="checkbox"/>	保育施設等	保育施設等を利用されている方	退園等、確認事項がありますので、こども保育課へお立ち寄りください。	特に手続きはありません。	こども保育課 ⑮ (市役所1階) 65-1582
<input type="checkbox"/>	児童手当	受給されている方	新居浜市での児童手当の受給資格は、転出(予定)日をもって消滅します。 転出先での手続きについてご案内しますので、子育て支援課にお立ち寄りください。	転入先の市区町村であらに認定請求手続きを行ってください。 継続して支給するためには、転出(予定)日の翌日から15日以内の手続きが必要です。	子育て支援課 ⑯ (市役所1階) 65-1242
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	受給されている方	転出の手続きをしてください。 □ 来庁する方の本人確認書類 □ 児童扶養手当証書	転入先の市区町村で手続きを行ってください。 必要なものについては、転入先の市区町村でご確認ください。	
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当	受給されている方	転出の手続きをしてください。 □ 来庁する方の本人確認書類 □ 特別児童扶養手当証書		
<input type="checkbox"/>	子ども医療費助成受給資格証	18歳年度末までの子どもの保護者の方	特に手続きはありません。		
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費受給者証	受給されている方	喪失の手続きをしてください。 □ ひとり親家庭医療費受給者証		
<input type="checkbox"/>	はまっこすたあと応援券	応募券交付済みの方で残券がある方	残券がある場合、返却が必要です。子育て支援課にお立ち寄りください		特に手続きはありません。
<input type="checkbox"/>	愛顔 <sup>えがら</sup> っ子応援券(おむつ券)	応援券交付済みの方で残券がある方	手続きについてご案内しますので、子育て支援課にお立ち寄りください。 ※ 県外転出の方で、残券がある場合は返却が必要です。	転入先の市区町村でご確認ください。 ※ 新居浜市で交付済みの方で県内市区町村転出(四国中央市除く)の方は、転入先の市区町村で残券数と引換となります。	環境衛生課 (市役所2階) 65-1512
<input type="checkbox"/>	市営墓地	使用許可を受けている方(名義人)	住所変更の手続きをしてください。		
<input type="checkbox"/>	飼い犬の登録	犬を飼っている方	特に手続きはありません。	次のものを持参して住所変更の手続きを行ってください。 □ 犬の鑑札 □ 印鑑	
<input type="checkbox"/>	市県民税	国外へ転出される方	納税管理人の選出等、手続きが必要な場合がありますので、市民税課へお立ち寄りください。	特に手続きはありません。	課税課 市民税係 (市役所2階) 65-1224
<input type="checkbox"/>	バイク廃車届	125cc以下のバイク等をお持ちの方	廃車届が必要です。 □ ナンバープレート □ 標識交付証明書(平成5年4月以降登録のもの) □ 印鑑	必要な方は、あらかじめ手続きをしてください。 (手続きについては、転入先の市区町村でご確認ください。)	
<input type="checkbox"/>	小中学校転入学通知書	小・中学生の保護者の方	在学している学校で、転学手続きを行ってください。	次のものを持参して入学手続きを行ってください。 □ 在学証明書 □ 教科用図書給与証明書 □ 転入学通知書	学校教育課 (市役所5階) 65-1301
<input type="checkbox"/>	新居浜市奨学資金、 新居浜市青野奨学資金、 新居浜市特別奨学資金、 新居浜市しらうめ入学準備金	借主(奨学金は本人、 入学準備金は保護者) または連帯保証人	貸付中または返還中の場合、住所変更の手続き(貸付中の保護者が転出する場合は奨学金の廃止手続き)が必要ですので、学校教育課へお越しください。	特に手続きはありません。	
<input type="checkbox"/>	上下水道使用届	上下水道を使用されている方	使用中止の手続きをしてください。 下水道使用料を使用人数に応じて負担いただいている方は、使用人数の変更手続きをしてください。 電話でも受付ができます。	新たな加入手続きについては、転入先の市区町村でご確認ください。	上下水道局 お客様センター (市役所別館) 65-1331
<input type="checkbox"/>	別子山簡易水道利用届	別子山簡易水道を使用されている方	別子山簡易水道使用中止の届出をしてください。 電話でも受付ができます。		別子山支所 64-2011
<input type="checkbox"/>	市営住宅	入居者(契約者) 同居者	事前に各種手続き(退去手続き、使用承継手続き)を行ってください。 必要書類をお渡ししますので、新居浜市営住宅管理グループへお越しください。 □ 入居者(契約者)の印鑑 同居者 市民課に同居者異動届を提出してください。 同居者異動届をお渡ししますので、市民課へお越しください。	転入先の市区町村で手続きを行ってください。必要なものについては、転入先の市区町村でご確認ください。	新居浜市営住宅管理グループ (新居浜市一宮町一丁目6番37号 横山ビル1階) 47-5218
<input type="checkbox"/>	妊婦一般健康診査受診票	妊婦の方	特に手続きはありません。	転入先の市区町村であらに健康診査受診票の交換手続きを行ってください。	保健センター 【庄内町4-7-17】 (新居浜駅より北西約500m) 35-1070
<input type="checkbox"/>	産婦健康診査受診票	産後1か月くらいの方			
<input type="checkbox"/>	乳児一般健康診査受診票	乳児(1歳未満)の保護者の方			
<input type="checkbox"/>	定期予防接種	乳幼児・小中高生等の方で、 定期予防接種券の必要な方			

※ 新年度には内容が変更することがありますので、手続きの途中で年度替わりになる場合は、事前にお問合せされることをお勧めします。

新居浜市市民環境部市民課 〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号 電話(直通) 0897-65-1232 FAX 0897-65-1235  
(受付時間) 8:30~17:15 市民課のみ木曜日に窓口を18:15まで延長しています(取扱事務は、印鑑登録、住所異動、印鑑証明・住民票・戸籍等諸証明の交付、パスポート交付、マイナンバー手続きのみ)。